

保医発 1102 第 1 号
子母発 1102 第 2 号
平成 30 年 11 月 2 日

各都道府県・各政令市・各特別区母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
（ 公 印 省 略 ）

妊娠中の健康管理及び妊婦加算の周知について（協力依頼）

妊娠中の母体には様々な変化が起こること等から、すこやかな妊娠・出産のためには、妊娠中の健康管理が重要です。特に近年は、妊娠年齢の上昇傾向にあり、一般に、高齢の場合には、特に健康管理に留意が必要とされます。こうした背景のもと、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成 30 年厚生労働省告示第 43 号）等が公布され、平成 30 年 4 月 1 日より妊婦加算が新設されることとなったところです。

今般、妊娠中の健康管理にかかる留意点及び妊婦加算の趣旨・内容について、改めて周知を図ることとし、別紙のとおり、参考となる資料をまとめましたので、当該資料を参考にしつつ、住民、特に妊婦及びその家族等に対して、妊娠中の健康管理及び妊婦加算に関する情報を提供する等適切な対応に留意されるようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、貴管内の市町村及び医療機関等の関係機関への周知をお願いいたします。